

## 第八管区海上保安本部公示第4号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年 2月 4日

第八管区海上保安本部長

久田 隆弘（公印省略）

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
- （2）住所 福井県敦賀市白木2丁目1番地

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区域 福井県白木漁港及び付近（別添付図参照）
- （2）期間 令和7年2月17日から令和7年3月31日まで

### 3 水路測量の実施方法

G N S Sによる測位、音響測深機による測深

### 4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚
- （2）八管区水路通報に掲載

第八管区海上保安本部 公示第 4号 関連付図

